

請願者 札幌市北区新川一条四ノ四ノ一七 紹介議員 紙 智子君	この請願の趣旨は、第七三号と同じである。
第五六三号 平成二十四年三月十九日受理 請願者 相模原市中央区すすきの町一五ノ七 関口香代子 外四千百三十五名	国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願
紹介議員 田村 智子君	この請願の趣旨は、第七三号と同じである。
第五六四号 平成二十四年三月十九日受理 請願者 埼玉県新座市野火止五ノ二五ノ五 紹介議員 大門 実紀史君	国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願
第五六五号 平成二十四年三月十九日受理 請願者 神戸市西区美賀多台七ノ一六ノ二 紹介議員 山下 芳生君	国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願
第五八八号 平成二十四年三月二十二日受理 請願者 一〇 佐藤まさ子 外二千八十六名	この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。
紹介議員 紙 智子君	この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。
第五八九号 平成二十四年三月二十二日受理 請願者 山梨県北杜市白州町横手二六六 紹介議員 田村 智子君	この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。
第五九〇号 平成二十四年三月二十六日受理 請願者 中村久美 外一千八十七名 紹介議員 田村 智子君	この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。
第五九一号 平成二十四年三月二十二日受理 請願者 高田洋子 外二千八十六名 紹介議員 大門 実紀史君	この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。
第五八六号 平成二十四年三月二十二日受理 紹介議員 井上 哲士君	この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。
第五九一号 平成二十四年三月二十二日受理 請願者 京都市山科区四ノ宮柳山町二九ノ一五 矢田博子 外二千八十六名 紹介議員 井上 哲士君	この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。
第五九二号 平成二十四年三月二十六日受理 請願者 京都府長岡市金ヶ原平井七ノ三 紹介議員 山下 芳生君	この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。
第五九三号 平成二十四年三月二十二日受理 請願者 東京都練馬区東大泉六ノ五〇ノ九 紹介議員 井上 哲士君	この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。
第五九四号 平成二十四年三月二十六日受理 請願者 北九州市八幡西区浅川日の峯一ノ一三ノ六 坂田俊一 外二千八十八名 紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。
第五九五号 平成二十四年三月二十六日受理 請願者 一五 藤井春美 外四千百三十五名 紹介議員 山下 芳生君	この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。
第五九六号 平成二十四年三月二十六日受理 請願者 五 藤井美喜子 外千三百三十九名 紹介議員 井上 哲士君	この請願の趣旨は、第一五号と同じである。
第五九七号 平成二十四年三月二十六日受理 請願者 本間和行 外千三百三十九名 紹介議員 山下 芳生君	この請願の趣旨は、第一五号と同じである。
第五九八号 平成二十四年三月二十六日受理 請願者 新潟市西区小新西一ノ二ノ二 紹介議員 井上 哲士君	この請願の趣旨は、第一五号と同じである。
第五九九号 平成二十四年三月二十六日受理 請願者 青森市新城平岡二六四ノ二 紹介議員 田中 忠義君	この請願の趣旨は、第一五号と同じである。
第六〇〇号 平成二十四年三月二十六日受理 請願者 愉子 外千三百三十九名 紹介議員 紙 智子君	この請願の趣旨は、第一五号と同じである。
第六〇一号 平成二十四年三月二十六日受理 請願者 前川聰子 外五十一名 紹介議員 井上 哲士君	この請願の趣旨は、第一五号と同じである。
第六〇二号 平成二十四年三月二十六日受理 請願者 田嶋由美子 外千三百三十九名 紹介議員 井上 哲士君	この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

「三億円」(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第一項に規定する承認経営革新計画)に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金(以下「経営革新事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と「四億円」とあるのは「六億円」(経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円」(経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と)とする。

第十五条を次のように改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第十五条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一 中小企業者等(当該中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあっては、当該外国関係法人等を含む)が承認経営革新計画に従つて海外において経営革新のための事業を行つたために必要とする長期の資金の借入れ(外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。次号において同じ。)に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるもの)を含む。同号において同じ。)を行うこと。

二 複数の中小企業者(当該複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共に異分野連携新事業分野開拓を行う場合には、当該外国関係法人等を含む。)が認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために必要とする長期の資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

株式会社日本政策金融公庫法の特例

あるのは「一億円(経営革新事業資金以外)」とあるのは「二億円(経営革新事業資金以外)」であるのは「三億円(経営革新事業資金以外)」であるのは「四億円」と、同条第二項中「一億円」と金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」とする。

「三億円」(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金)以下「経営革新事業資金」という。(以外の資金)に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と、「四億円」

2 前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一條第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。
第四章第一節を削る。
第三十九条第一項中「第三十五条」を「第三十八条」に改め、同条を第四十二条とする。
第三二二条を削る。

計画に従つて行われる経営基盤強化事業」を削り、同条を第三十七条とする。

第三十三条第二項中「及び承認経営基盤強化計画」に従つて行われる経営基盤強化事業」を削り、同条を第三十六条とする。

第三十二条中「保護」の下に「、中小企業の対

る当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権(以下「海外経営革新貸付け金債権」という。)を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外経営革新貸付け金債権の取得(以下「海外経営革新資金貸付け」という。)は、貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第二条第十七項に規定する海外

第四章第二節中第三十二条を第三十四条とし、第三十条を第三十三条とする。

2 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外経営革新資金貸付

同条第三項中「第二十九条第一項」を「第三十一条第一項に」に改め、同条を第三十二条とし、第二十八条を第三十三条とし、第二十五条から第二十七条までを三条ずつ繰り下げる。

について貿易保険法第五十四条第一項の規定により同条第二項に規定する海外事業資金貸付保険（以下「海外事業資金貸付保険」という。）を引き受ける場合には、同項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは

第二十三条第一項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同条を第二十六条とし、第二十二条を第二十五条とし、第十九条から第一

3 認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つ
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六条第一項に規定する海外経営革新貸
付金債権」とする。

第十一條までを三条ずつ繰り下げる。
第四章中第一節を第一節とし、第三節を第二節とし、第四節を第三節とする。

て複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の
の外国関係法人等の全部又は一部と共同で海
外において異分野連携新事業分野開拓に係る

（貿易保険法の特例）
える。

融機関が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な豆期資金を充てつける豆期貸付金

第十六条 承認経営革新計画に従つて中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と

に係る債権(以下「海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権」という。)を取得したときは、

共同で海外において経営革新のための事業を行う場合において、銀行等（銀行法（昭和五十

当該銀行等又は外国金融機関が行う海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権の取得(以

る銀行、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八一二号)第二条二項第一の長期信用銀

という。)は、海外事業資金貸付とみなす。

行その他経済産業省令で定める金融機関をいう。以下この条において同じ。)又は外国金融機関(外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)が当該外国関係法人等に対する

資金貸付とみなされた海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付について海外事業資金貸付保険を引き受ける場合には、貿易保険法第五十四条第二項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業の新たな事

第三十條第三項中「及び承認經營基盤強化

において同じ。)が当該外国関係法人等に対する

「貸付金債権等若しくは中小企業の新たな事

平成二十四年四月二十日印刷

平成二十四年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇